

船橋市登園届(保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下表の感染症については「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

保育園長あて

クラス名

園児氏名

(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名) において
下記が診断されました。規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので
登園します。

令和 年 月 日 保護者氏名

該当に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ(A ・ B)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること 発症した日: 月 日 解熱した日: 月 日
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過すること ※無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること 発症した日: 月 日 症状が軽快した日: 月 日
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから後5日経過し、全身状態が良好になっていること 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した日: 月 日
	咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症・プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること 発熱、充血等の主な症状が消失した日: 月 日
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること 抗菌性物質製剤の内服を始めた日: 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで 抗菌薬の内服を始めた日: 月 日(午前・午後 時)
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※インフルエンザの療養期間の数は裏面を参照すること

※診断のために検査を受けなければならないということではありません。

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」より一部準用
令和5年11月改訂(作成:船橋市健康保育研究協議会)

インフルエンザの登園停止期間の数え方

発熱、呼吸器症状などの症状が出現した日を発症日 0 日目とし、症状がみられた翌日から 1 日目、2 日目…と数えます。同様に、解熱及び症状軽快した日を 0 日目とし、症状が軽快した翌日から 1 日目と数えます。

インフルエンザに罹患後、登園可能となるのは「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過していること」です。

例1	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後
経過日数	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日
発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 4 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例2	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後
経過日数	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日
発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例3	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後	
経過日数	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例 4	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後			
経過日数	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日
途中で再度発 熱し、発症後 5 日目に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断され、回復が思わしくない場合や、以下のような場合には受診をし、登園可能な状態を医師に確認しましょう。

- ・熱性けいれんを起こした場合
- ・水分や食事が十分とれず、元気がない場合
- ・咳がひどく苦しそう、あるいは呼吸をする時に「ゼーゼー」「ヒューヒュー」という音がする(喘鳴)や、「ケンケン」という咳(犬吠様咳嗽)が目立つ場合
- ・発熱が 5 日以上持続する場合